

1. 件名：実用炉における警戒事態の解消の目安等について

2. 日時：令和4年4月21日 16:00～16:40

3. 場所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁（テレビ会議システムによる出席）

緊急事案対策室 川崎企画調整官、平野室長補佐

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力業務グループ 副主幹他1名

東北電力株式会社

原子力本部原子力部（原子力防災担当） 課長他2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 課長他1名

中部電力株式会社

本店 原子力本部 原子力部 防災・核物質防護グループ 課長他2名

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力防災チーム 統括（課長）他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部 安全・防災グループ マネージャー他1名

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー他2名

四国電力株式会社

原子力本部 管理グループ 副リーダー

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 副長他2名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 警備防災グループ 課長他3名

原子力エネルギー協議会

副長

5. 要旨

原子力エネルギー協議会等から、前回の面談を踏まえ、再整理した警戒事態の解消に関する考え方について、資料1に基づき主に以下の説明があった。

- ・警戒事態の解消の目安の具体的検討に支障がないことの見処が付き、警戒事態の解消の手続きは概ね運用できるものとする。

- ・ 解消の判断の目安に関して、必要な対策が講じられた結果、施設は一定の安定した状態を維持できているが、警戒事態の判断基準の一部が該当しており、警戒事態の解消に比較的長期の期間を要するおそれがある場合の取り扱いを明確にして欲しい。

原子力規制庁より、本日の面談を踏まえて、検討を継続すると回答した。

また、原子力エネルギー協議会等から、特定重大事故等対処施設等を踏まえた緊急時活動レベルの見直しの進め方について、資料2に基づき説明があった。

原子力規制庁から、本日説明のあった進め方に沿って準備を進めるよう伝えた。

原子力エネルギー協議会等から、本日の面談を踏まえて対応するとの回答があった。

6. その他

配布資料：

資料 1 実用炉における警戒事態（AL）解消の目安に関する事業者検討状況について

資料 2 特定重大事故等対処施設等を踏まえた緊急時活動レベル（EAL）の見直しの進め方について